

海外展開

観光地・観光産業における
省力化・省人化等推進事業

国土交通省
近畿運輸局観光部

事業目的・背景・課題

- コロナ禍を経た観光需要の急増に伴う人手不足は深刻であり、その解消は急務。観光需要を取り込み、インバウンドによる経済効果を最大限にするためにも、観光地・観光産業における省力化・省人化等の推進が不可欠である。
- 省力化設備や地域の複数の宿泊事業者による共同事業の設備への投資支援等といった短期的施策に加え、外国人材の確保・定着の支援や宿泊業における従業員の待遇改善策の検討など中長期的な対策を総合的に推進し、観光産業の基盤の維持・強化を促進していく。

事業内容

①省力化・省人化に向けた設備投資等

観光地・観光産業の省力化・省人化等を実現するために必要な支援を実施する。

- 地域一体となった効率化支援：観光地全体の効率化を行い、提供価値を向上させる為、共同設備（セントラルキッチン、温泉引湯管、従業員寮）の導入・改修等を支援。

- 省力化投資補助：省力化に資する設備（自動チェックイン機等）の導入を支援。

- 観光地経営人材育成支援：「観光人材育成ガイドライン」に準拠した教育プログラムの充実等、経営の高度化を促進。

②観光産業の基盤の維持・強化に向けた調査等

深刻な人手不足を解消するため、優良事例の調査・横展開及び待遇改善取組の検討等を行う。

- 人材確保・定着の促進：特定技能試験の受験者を増やすためのジョブフェア等のPR活動、試験合格者の雇用のためのマッチングイベントの実施、事業者の受入体制の強化等を実施。また、事業者や業種の垣根を超えた連携による有効活用策を検討。

- 経営力強靱化の促進：宿泊業の待遇改善等、経営上の課題を調査し、「宿泊業における高付加価値化のための経営ガイドライン」の改訂検討などを通じて、経営力強靱化の促進を図る。

事業イメージ

○設備投資等



自動チェックイン機



セントラルキッチン

○外国人材の確保・定着



事業スキーム

- ・ 事業形態：①直接補助事業 及び ②間接補助事業（補助率1/2） ③調査事業等

- ・ 補助対象・請負先：①地方公共団体、民間事業者等（間接補助の場合は、国→民間事業者（事務局）→地方公共団体（DMO）、**宿泊事業者**等）
②民間事業者等

※令和6年度「観光地・観光産業における人手不足対策事業」での支援例参考です



バックサポート

リアルタイムな状況確認で、ストレスが軽減

インカムを使った業務連絡ですぐに不明点を解消。スタッフがフレキシブルに動けるようになりました。



清掃業務

1日約18時間の清掃業務を削減

多層階対応の清掃ロボットや高性能な配膳ロボットによって、業務の稼働を大幅に軽減できました。



フロント業務

1ヶ月で210時間ほど作業負担の削減

「お客様との対話を大切にしたい」自動チェックイン機の導入で、データ入力を省人化に成功しました。



観光庁HP
「高付加価値経営旅館等」



観光庁HP ※R6年度
「観光地・観光産業における
人手不足対策事業」



事業目的・背景・課題

- 一部の地域・時間帯における観光客の過度な集中やマナー違反問題など、我が国における観光課題が顕在化している状況。
- インバウンドの更なる受入れに対する国民の不安を払拭し、観光を我が国における「戦略産業」として持続的に発展させていくためには、局所的・短期的な対応が中心となっていたこれまでの対策に加えて、地域の方々の理解の下、中長期的な視点からより実効性のある面的な対策を一層促進していく必要がある。

事業内容

①補助事業

- 地域における観光施策のとりまとめ・旗振り役である**地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり**、各地域が現在直面している課題／今後抱える課題に**地域一体で行う様々な取組**※1を面的・総合的に支援する。また、民間事業者をはじめ、個別の受入環境整備に係る取組についても、きめ細やかな支援を行う。

※1 調査・実証に係る取組を含む

- 特に、**ソフト的・対症療法的な対策のみならず**、中長期的な視点から安定的・持続的に支援できるよう、**複数年にわたる取組についても支援することとする**。また、**検討段階から観光庁・地方運輸局が伴走支援を行い**、地域の方々の理解の下、**より実効性のある対策の加速化を図っていく**。

②調査事業

- 我が国における観光課題の情報を収集し、生じている地域・エリアに提供することで、スピード感をもった対策の造成を支援するほか、多様な媒体を通じたマナー啓発、手ぶら観光サービスの普及・浸透に向けた調査等を実施する。

事業イメージ



事業スキーム

- ・事業形態：①間接補助事業（補助率 2 / 3（補助上限額：2億円）、1 / 2（補助上限額：0.5億円））、②調査事業等
- ・補助対象・請負先：①国→民間事業者→地方公共団体、登録DMO、民間事業者等 ②民間事業者等
- ・事業期間：令和8年度～

担当課室：観光庁 参事官(外客受入)

公募要領

2 補助対象事業・補助対象経費

補助対象事業及び補助対象経費の例は以下のとおりです。

(1) 対策計画/補助事業計画に基づく事業

| 補助対象事業 | 具体的な経費例 |
|---|--|
| 1 受入環境の整備・増強 観光客が集中する地域における交通手段や観光インフラの充実に係る事業 | <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>観光客向けの移動手段確保に係る経費</u> ■ 手荷物配送スキームに通じた手ぶら観光の推進に係る経費 ■ <u>ポイ捨て防止のためのICTを活用したごみ箱設置費</u> 等 |
| 2 需要の適切な管理 実情に応じた入域管理や異なる需要に対応した運賃設定の促進等に係る事業 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 渋滞緩和のためのパークアンドライド駐車場整備費 ■ 入域制限の実証・導入に係る経費 ■ 入場料金の導入に係る経費 等 |
| 3 需要の分散・平準化 空いている時間帯・時期・場所への誘導・分散化に係る事業 | <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>混雑状況を可視化・リアルタイム配信に係る経費するためのウェブサイトやアプリ開発費</u> ■ 早朝プログラム等のコンテンツ開発費 等 |
| 4 マナー違反行為の防止・抑制 マナー違反の防止や旅マエ・旅ナカにおける啓発に係る事業 | <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>マナー啓発のための看板・ポスター設置等の経費プロモーション費用</u> ■ 外国人観光客へのマナー啓発のための多言語化対応費 等 |
| 5 地域住民と協働した観光振興 観光の意義や効果に係る地域住民の理解・認知向上に図る事業 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域住民等向けにオーバーツーリズム対策事業について説明する資料作成・活用経費 ■ 観光が地域にもたらす恩恵を地域住民に対して周知する経費 ■ 地域資源を活用した住民参加型の観光コンテンツ造成費 等 |
| 6 調査・分析 現状の把握・分析や新たな制度導入の検討に係る事業 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業の調査分析費 ■ 新たな制度導入の検討にあたっての専門家意見聴取に係る経費 ■ 事業の効果検証費 等 |

注 令和7年度実施時の内容で参考です。

(2) 地域全体の観光地域づくりに関わる事業

| 補助対象事業 | 具体的な経費例 |
|----------------------|--|
| 7 地域全体の観光地域づくりに関わる事業 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 協議会運営に関わる経費 ■ 地域の観光計画の磨き上げ・効果検証に要する経費 ■ 地域住民などの理解・認知度向上に係る経費 等 |

- ※ オーバーツーリズムの未然防止・抑制の効果が期待される事業に係る経費が補助対象となります。本事業の目的に沿わない単なる整備費用等は補助対象外となります
- ※ 関係会社等から調達する場合は利益等排除が必要です。詳細は「VI その他重要事項（申請にあたっての注意事項等）」を参照
- ※ 国が助成する他の制度と重複する事業は、補助対象となりません。詳細は「VI その他重要事項（申請にあたっての注意事項等）」を参照
- ※ 補助対象者が地方公共団体である場合等を除き、原則として補助対象経費には消費税額を含めないこととします。詳細は「VI その他重要事項（申請にあたっての注意事項等）」を参照
- ※ 補助事業により取得又は効用の増した財産を事前の承認なく処分制限期間内に処分したことが発覚した場合は、交付決定を取り消し、交付された補助金の全額返還を命じる可能性があります。詳細は「VI その他重要事項（申請にあたっての注意事項等）」を参照
- ※ 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の規定により、補助事業の結果により収益が生じた場合には、補助金交付額を限度として収益金の一部または全部に相当する額を国庫へ返納していただく場合があります

観光庁オーバーツーリズム
対策事業特設ページ※R7



R6年度先駆モデル地域型
26地域 事例集

